

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 3 月

情報・テクノロジー

個人情報保護法の いわゆる 3 年ごと見直し

弁護士 [関口彰正](#)

弁護士 [豊岡啓人](#)

個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しの現況

1 いわゆる 3 年ごと見直しとは

個人情報保護法では法律の施行後 3 年ごとに施行状況を検討し見直す旨が定められている（令和 2 年 6 月 12 日法律第 44 号附則 10 条。「いわゆる 3 年ごと見直し」。）ところ、前回改正法が施行された令和 4 年 4 月 1 日から今年で 3 年が経過することに鑑み、現在法改正に関する検討が進められています。

本レターでは、現在明らかになっている改正内容等について概要を説明します。

2 検討項目

令和 6 年 6 月 27 日に公表された「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」では、個人の権利利益のより実質的な保護の在り方（生体データの取扱い、不適正利用・不適正取得、団体による差止請求制度や被害回復制度等）、実効性のある監視・監督の在り方（課徴金等）、データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方に関し複数の項目が検討事項として挙げられていました。その後、令和 7 年 1 月 22 日に公表された「『個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討』の今後の検討の進め方について」では、さらに数点の検討項目が追加され、最終的に下記が検討項目であると整理されています。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

- ① 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
 - ② 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
 - ③ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方
 - ④ 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方
 - イ 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方
 - ウ 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い
- (2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方
- ア 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方
 - イ 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方
 - ウ 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方
 - エ 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方
- (3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方
- ア 勧告・命令等の実効性確保
 - ・ 速やかに是正を図る必要がある事案に対する勧告・命令の在り方
 - ・ 個人の権利利益のより実効的な保護のための勧告・命令の内容の在り方
 - ・ 命令に従わない個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに関係する第三者への要請の導入の要否
 - イ 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方
 - ウ 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否
 - エ 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否
 - オ 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方

（個人情報保護委員会「「個人情報保護法 いわゆる３年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」より引用。下線部が中間整理から追加された項目。）

3 検討会報告書

令和6年12月25日には、「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書」が公表され、前記2の検討項目のうち(3)ウの課徴金制度と同様の団体による差止請求制度及び被害回復制度の検討内容が示されました。

(1) 課徴金制度

課徴金制度については、違法な第三者提供等の場面と、漏えい等・安全管理措置義務違反の場面に分類して、想定される制度が検討されています。

前者の場面では、①違法な第三者提供・不適正利用・目的外利用・不適正取得を行い、当該提供等又は当該提供等の中止を対価として財産上の利益を得る行為について、②違反行為者が当該違反行為を防止するために相当の注意を怠っていた場合であって、③個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合のうち、④違反行為に係る本人の数が1000人以上のものについて、課徴金制度の対象とすることが提案されています。そして、課徴金の額は、違反行為又は違反行為により取得した個人情報の利用に関して得た財産的利益の全額（またはそれ以上）も考えられるとされ、独占禁止法7条の2第3項のような課徴金額の算定基礎にかかる推計規定の導入も検討されています。

後者の場面では、①安全管理措置義務違反に起因して1000人以上の個人データの漏えい等が発生した場合であって、②事業の規模及び性質に照らして安全管理措置義務違反を防止するための相当の注意を著しく怠っていると評価され、かつ③個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に、課徴金制度の対象とすることが提案されています。課徴金の額に関しては、違反行為機関の売上額に一定の「算定率」を乗じることによって算定することが一案としてされています。また、上記と同様に、推計規定の導入も検討されています。

これらのいずれについても、自主的に違反行為を報告したことによる課徴金の減算規定、違反行為が繰り返された場合の加算規定の導入が提案されています。他方で、返金措置を講じた場合に課徴金の減免事由として考慮することについては、返金の相手方が違反行為に係る個人情報の本人でない場合があること、景品表示法以外の課徴金制度では減免事由とされていないこと等が指摘されており、消極方向の検討になっていると考えられます。

(2) 団体による差止請求制度・被害回復制度

差止請求制度に関しては違反行為により個人の権利利益が侵害されるおそれが高い、利用停止等請求の対象条文（目的外利用、不適正利用、不適正取得及び第三者提供（外国含む））に係る違反行為を、適格消費者団体による差止請求の対象とすることが考えられるとされています。

被害回復制度については、具体的な制度提案はありません。令和4年改正後の消費者裁判手続特例法により個人情報漏えい等の慰謝料を請求するとすれば、①財産的請求と合わせて請求する必要がある、②事業者の故意に基づく必要があるという二重のハードルから、同法による回復手続の対象にならない場合が多いとの指摘がありますが、それゆえに被害回復制度を設けるべ

きという結論になるのか、同法と同様に故意事例等の限定を付した制度とすべきという結論になるのか、明らかではありません。

4 令和7年2月以降の進捗

(1) 「個人情報保護法の制度的課題に関する考え方について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」

令和7年2月5日には「個人情報保護法の制度的課題に関する考え方について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」が公表され、前記2(1)の「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」の具体的な考え方が示されました。

このうち、同ア①の統計作成等における本人同意については、個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから、統計情報等の作成のみに利用されることが担保されている場合には本人同意なき第三者提供及び公開された要配慮個人情報の取得を可能にしてはどうかと提案されています。

また、同②の取得状況からみて本人の意思に反しない取扱いにおける本人同意に関しては、ホテル予約サイトで宿泊予約をした際のサイトからホテルへの宿泊者情報の提供等の例を挙げ、不要としてはどうかと提案されています。同③や同④についても、それぞれ例外の追加等が提案されています。

次に同イの漏えい等発生時の対応に関しては、サービス利用者の社内識別子（ID）等、それ単体ではおよそ意味を持たない情報が漏えいしたにすぎない場合等、本人通知が行われずとも本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合には、通知義務を緩和し代替措置を認めてはどうかと提案されています。

同ウに関しても、16歳未満の子供について、同意取得や通知の対象を法定代理人とすること、違反行為の有無にかかわらず利用停止等請求を可能とすること等が提案されています。

(2) 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）」

令和7年2月19日には、「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）」が公表され、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」の具体的な考え方が示されました。

前記2(2)イの特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報の規律としては、特定の個人の所在地（住居、勤務先等）、電話番号、メールアドレス、Cookie ID等を含む個人関連情報、仮名加工情報、匿名加工情報につき、当該個人への連絡や名寄せによりプライバシーや財産権の侵害が発生・深刻化する可能性があるとして、個人情報と同様に不適正利用及び不正取得の規律を導入することが検討されています。

次に同ウの顔特徴データ等に関する規律としては、顔特徴データ等の取扱いについて①個人

情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、②顔特徴データ等を取り扱うこと、③顔特徴データ等の利用目的、④顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、⑤利用停止請求に応じる手続等を周知することを義務付けることが検討されています。なお、本人、第三者、当該個人情報取扱事業者の権利や利益が害される等の場合を例外事由とすることも併せて提案されています。

最後に同エの悪質な名簿屋への個人データ提供防止に関しては、オプトアウト制度に基づく個人データ提供時の確認義務として、あらかじめ提供先の身元（氏名又は名称、住所、代表者氏名）及び利用目的を（当該情報が取得時点で本人や国等により公開されていた場合を除き）確認しなければならないこととしてはどうかと提案されています。

(3) 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」

令和 7 年 3 月 5 日には「個人情報保護法の制度的課題に関する考え方について」が公表され、前記(1)・(2)に加え、前記 2(2)の「(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」の一部及び前記 2(3)「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」の具体的な考え方が示されました。

まず、前記 2(2)の「(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」については、個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者について、取扱いの態様や適正性を確保する能力等の実態を踏まえ、個人データ等の適正な取扱いに係る義務の在り方を検討することが提案されています。

また、前記 2(3)の「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」については、前記 3 記載の検討会報告書に記載された課徴金や団体による差止請求制度・被害回復制度の他、まず、勧告・命令等の実効性確保の観点から、緊急命令の発出要件について（現行では、既に違反行為による個人の重大な権利利益の侵害が発生している場合に限られるが）重大な権利利益の侵害が切迫している場合も認めるようにすること、命令に従わない個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに関係する第三者への要請制度を設け、要請に応じた場合には、当該第三者に対する損害賠償責任を制限すること等について検討されています。そして、現行法上、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金という刑事罰の対象行為は、不正な利益を図る目的での個人情報データベース等の提供行為に限られているところ、損害を加える目的の場合も対象行為とすること、漏えい等発生時の個人情報保護委員会への報告について、速報を一定の場合に免除することや違法な第三者提供についても報告対象とすることが検討されています。

5 最後に

上記 4 等は提案レベルであり実際の改正法の内容は未定ですが、例えば特定個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報の規律やオプトアウト制度に基づく確認義務については対応が必要となる企業も多いと予想されます。見直し時期が令和 7 年度とそう遠くない時期であることに照らしても、今から改正の方向性を確認しておくことが重要であると思われます。

【執筆者】



関口 彰正（弁護士・弁理士）

E-mail: akimasa.sekiguchi@iwatagodo.com

慶應義塾大学法学部卒業、2015 年弁護士登録、2023 年弁理士登録。

商標法、データプロテクション分野について、システム開発会社、金融機関、クラウドサービス事業者、航空会社、各種メーカー等に対し、法的アドバイスを提供。

紛争対応を強みとし、大規模なシステム開発訴訟について、ユーザ側・ベンダ側共に代理した経験を複数有し、ソフトウェアライセンサーとの交渉案件も多く取り扱う。また、IT 法務に関する紛争対応に限らず、特許権侵害訴訟、営業秘密の不正取得を理由とする差止請求訴訟等知的財産権に関連する紛争全般も対応している。



豊岡 啓人（弁護士）

E-mail: <mailto:hiroto.toyooka@iwatagodo.com>

東京大学法科大学院修了、2017 年弁護士登録

経営法曹会議会員。労働を専門に取り扱う使用者側事務所に入所後、現事務所所属。

日常的な法律・労務相談のほか、労災、労働審判・訴訟、労務デューデリジェンス、行政対応、海外企業の労務、データプロテクションの関係では在職中・退職後の秘密保持・競業避止対策等も含め、人事労務全般に対応する。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約 100 名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。